

議 事 録

会 議 名 称	令和2年度 第1回加古川市人権教育啓発推進審議会
開 催 日 時	令和2年9月28日（月）午後2時00分から午後4時10分まで
開 催 場 所	加古川市民会館 大会議室
出 席 者	<p><委員></p> <p>石元 清英会長、上田 博紀副会長、朝比奈 寛正委員、北野 裕人委員 松本 嘉治委員、大西 武美委員、松澤 昭夫委員、黒田 おさみ委員 高松 朋子委員、清田 美由紀委員</p> <p><欠席></p> <p>なし</p> <p><事務局></p> <p>田中市民部長、岩崎市民部次長、山崎市民部参事（兼）人権文化センター所長、 清水人権文化センター副所長（兼）教育・研修係長 福田総務係長、井上相談・啓発係長、上山総務係主査 飯島教育・研修係指導主事、青木相談・啓発係指導主事</p>
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 自己紹介</p> <p>3 会長・副会長の選出</p> <p>4 協議事項</p> <p>（1）人権侵害事案について</p> <p>（2）令和元年度人権文化センター事業について</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>
配 付 資 料	<p>1 加古川市人権教育啓発推進審議会委員名簿</p> <p>2 加古川市人権教育啓発推進審議会規則</p> <p>3 令和元年度 加古川市人権文化センター事業実施年度評価</p> <p>4 加古川市人権文化センター事業について</p> <p>5 会議次第</p> <p>6 事務局名簿</p> <p>7 人権文化センターだより（No.23～27、臨時号1～8号）</p>
傍 聴 者 の 数	3人

審議内容（発言者、発言内容、審議経過等）

1 開会

市民部長あいさつ

2 自己紹介

3 会長・副会長の選出

委員の互選により、会長には石元委員を、副会長には上田委員を選出。

会長あいさつ

4 協議事項

(1) 人権侵害事案について

(2) 令和元年度人権文化センター事業について

(協議事項の(1)については人権侵害事案のため公開記録からは除く。)

(会長)

議事の(2)「人権文化センター事業について」これに関しまして事務局より説明よろしく願いいたします。

(事務局)

今回の審議会の内容については、新型コロナウイルスの影響により変則的なものとなっています。協議資料を2冊用意していますが、資料3「令和元年度加古川市人権文化センター事業実施年度末評価」は、3月に報告を予定していました令和元年度の取組内容と目標達成について評価したもの、資料4「人権文化センター事業について」は今年度の事業予定について記載したのですが、これについてもコロナの影響で研修等の事業については多くのものが中止となっています。

本日は、資料3「令和元年度加古川市人権文化センター事業実施年度末評価」の冊子を中心に昨年度の取組を報告し、今年度の事業の動きについて合わせて説明したいと考えています。

説明資料は27ページありますので、全部まとめて説明しますと長くなりますので、いくつか途中で区切らせていただきます。

まず、1ページ目から11ページ目まで説明します。そこで質疑の時間をとり、その後、12ページから20ページ、21ページから最後27ページまでと、3つに分割してそれぞれ担当から説明します。

なお、資料3をもとに説明しますが、資料4につきましても、今年度の状況を挟みながらご説明しますので、随時ご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、資料3の「令和元年度 加古川市人権文化センター 事業実施年度末評価」の1ページをご覧ください。ふれあい交流事業補助金では、地域における、人権啓発を目的とした多くの世代が参加する交流事業に対して補助を実施しており、小学校区を1単位として、上限10万円の補助を行っています。小学校区は28校区がありますが、令和元年度におきましては、21校区からの申請があり、7校区からは申請がありませんでした。全校区からの申請を目標としており、申請

のない校区に対しては、利用していただくよう働きかけていくこととしています。なお、今年度は、コロナによる影響から休止としています。

続いて2ページをご覧ください。街頭啓発活動についてですが、これは8月の人権啓発推進強調月間と、12月の人権週間において、街頭啓発活動を行っているものです。8月は、JRの加古川駅と東加古川駅、宝殿駅、山陽電車の別府駅の4箇所、12月はJR加古川駅、イオン加古川店、ニッケパークタウン、イトーヨーカドー加古川店の4箇所を実施をしています。なお、今年度は、8月は中止しました。12月については、法務局（加古川支局）にて実施の可否を検討中です。

続いて3ページをご覧ください。展示コーナーについてですが、こちらは人権に関連するパネル展示のほか、人権文化センターにて募集をしているポスター、ロゴマーク、キャッチコピーの優秀作品や、人権の絵手紙の作品や、登録団体の活動紹介などを月ごとに行っています。また、通年では、加古川市内の各小学校と加古川養護学校の児童生徒の作品を展示しています。今年度も、当初の予定から一部変更したところもありますが、継続して展示を実施しています。

続いて、4ページをご覧ください。人権文化センターの施設利用についてです。人権文化センターではホールや研修室等の貸館業務を行っていますが、令和元年度の実績としては、利用人数が17,940人で、そのうち人権関係団体の利用人数が3,447人であり、目標には達していない状況です。なお、令和元年度の末の3月9日からコロナウイルスに関連して貸館業務を休止しており、1か月弱は利用がない状態となりました。令和2年度においても4月から5月末日までの2か月間は貸館業務が休止となりましたが、6月1日からは再開しています。

続いて、5ページ目をご覧ください。人権文化センターの登録団体についてです。人権文化センターを拠点として自主的に継続して定期的な活動をする団体を登録団体として認定しています。令和元年度においては、平成30年度と同じ12団体を登録団体と認定しており、新たな登録団体の増加が課題となっています。なお、令和2年度も同じく12団体ですが、団体の構成が変わっており、元年度までの登録団体の人権学習きずなが登録団体から外れており、逆に、TKK（卓球クラブ寿）が新たに登録団体に加わったことにより、1減、1増の12団体が登録団体となっています。令和2年度の活動の状況としましては、人権文化センターが4、5月は貸館を休止しており、6月以降からは再開をしておりますが、再開当初はいくつかの団体がコロナウイルスの懸念から活動を自粛しており、ほとんどの団体が順次活動を再開していますが、1団体（歌謡教室美空フレンドリー）が9月現在も活動を自粛している状況です。

続きまして、6ページ人権学習初級講座（人権ひろば）、その次、7ページ人権学習中級講座（人権学習専門講座）、その次の8ページ、人権学習上級講座（人権リーダースキルアップ講座）、この3つをまとめて説明します。

説明の前に、資料の訂正がございます。8ページの人権学習上級講座の表の中、成果・目標指数・評価の理由欄の「※」の文章「3月実施予定の研修会は新型コロナウイルス感染防止の観点から中止」としてはいますが、実施していますので、この文章を削除願います。

人権文化センターでは、対象者ごとに3段階の人権学習講座を実施しています。

まず、6ページの人権学習初級講座（人権ひろば）は、一般の市民の方を対象とし、各地域の公民館などで、同和問題をはじめとする様々な人権問題について、

市民の正しい理解を促すとともに、人権意識の高揚を図ることを目的として実施しています。

開催は各公民館で各一回ずつの実施となり、1年度で12回(12会場)の実施となっています。

令和元年度については、同和問題・高齢者・障がいのある人・外国人・LGBT・子どもとインターネットという6つのテーマで各2回、合計12回開催する予定でしたが、3月7日の志方公民館が新型コロナの影響で中止となりました。11会場で(11回)1,799名の参加がありました。

続きまして、7ページの人権学習中級講座(人権学習専門講座)は、地域の人権リーダーの育成を目指し、一定程度以上の知識と意欲のある市民を対象に実施しています。

開催は人権文化センターで、年4回実施しています。

テーマは「同和問題」ともう一つのテーマを設定しています。令和元年度は「同和問題」と「子どもの人権」として、各2回ずつの講座を開催し、4回で延べ225名、実数として145名の参加がありました。

最後に、人権学習上級講座(人権リーダースキルアップ講座)は、地域における人権教育の中核となるリーダーの養成を図るため、人権問題を系統的・実践的に学ぶ機会を提供し、人権相談の基本と実践的なテクニックを取得することを目的としています。

具体的には、人権アドバイザー、指導主事などを対象としています。

会場は、人権文化センターで、令和元年度は年7回開催し、254名の参加がありました。

これら3つの事業について、令和2年度(今年度)はすべて中止を決定しています。

そこで代替の事業として、実は来週に実施するのですが、講師の先生にセンターにお越しいただき、講座を録画収録したものをYouTubeに投稿して、それをPRして多くの方々に見ていただくよう事業を進めているところです。

9ページ、「地域に学ぶ体験学習推進事業・人権教育推進市町事業」です。この事業は同和問題をはじめとする、人権課題を解決するために、人権が尊重される環境づくりに取り組み、自分が住んでいる地域に「愛情」と「誇り」をもち心と心が豊かに繋がる地域づくりを進めることを目的としています。学習や体験活動を行う中で、地域でのつながりを深める仲間づくりや人間関係づくりを構築し、地域・家庭・学校が連携しながら偏見や差別解消に向けて取り組んできました。昨年度市内で30学級が実施し、昨年度の参加人数はのべ6726人となっています。今年度は、4月・5月の緊急事態宣言で活動を見合わせていましたが、9月より各学級で可能な範囲での活動を行うという方向で進めています。

10ページをご覧ください。先程の「地域に学ぶ体験学習」「人権教育推進市町事業」の取組の中で市内全ての学級生が集い、交流を行う「全市交流学習会」です。昨年度は防災活動を中心とした交流活動を行い、昼食でカートンドッグを作りました。参加者は297名で、市内全部の学級が集まることにより、一体となった「横のつながり」を広げる機会となっています。また、小・中の連携した「縦のつながり」も、交流することによって広がっており、他学級の実践を知る良い機会ともな

	<p>っています。今年度はコロナウイルス感染防止のため、中止としています。</p> <p>11 ページの「人権教育振興事業」です。先程説明しました「地域に学ぶ体験学習・人権教育推進市町事業」は小学生・中学生・成人を対象とした事業ですが、この事業につきましては、主に園児、入園前の幼児、保護者、地域住民を対象とした、人権課題の解消を目指した取組です。</p> <p>昨年度は、12 学級が実施し、一年間に 15 時間以上の取組が決まっていたのですが、のべ 259 時間取り組んでいます。今年度についても、先程の「地域に学ぶ体験学習・市町人権教育事業」同様に、9 月より 1 学級増えて 13 学級で可能な範囲での活動を進めています。</p>
(会長)	<p>11 ページまでの説明がありましたが、これに関しまして、委員の方からご意見・ご質問、ありましたら発言してください。どうでしょうか。</p>
	<p>1 ページ目の「ふれあい交流事業」の補助金について、ちょっと言葉を拾うようなことになるかもしれませんが、申請が 21 (校区ある) 中で 7 校区が申請されていないので、「申請してもらうようにお願いしたい」という説明でしたが、申請してもらうことが目的ではなくて、人権教育の啓発をしてもらうのが目的であって、申請をしていない学校で「(補助金は) うちはいらんよ。でもうちの学校はちゃんとやっているよ。」というならそれで OK、マルだと思います。ですから、申請が出たらそれでいいのではなくて、内容を精査してほしいです。申請は出したけど何もしていない、何もしていないというのは語弊がありますが、(活動を) 軽くやって申請を出すのは悪いし、していないから申請していないという学校もあると思うのですが、申請を出してもらうのが目的ではなくて、どんなことをやっているのか内容を精査してもらいたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>ふれあい交流の中で 3 ページから 5 ページにもあるように、登録団体のポスターとかいろいろ貼っているのですが、ここも個人情報満載だと思います。近頃は隣保館に行って、写真を撮ってネットにアップするということもあるので、だれも入るなどは言えませんが、くれぐれも個人情報保護の方法を、今までやってもらっているとありますが、「写真撮影はいかなるところもやめてください」や、不審な人が来たら内容を聞いて、用事がない人は、帰ってもらうなど、いろいろな方法も考えておいていただきたいと思います。</p>
(会長)	<p>というご意見・ご要望ですので、よろしくお願いします。他にどうでしょうか。</p>
(委員)	<p>3 ページの展示コーナーのところですが、「人権に関する学びを促進する」という目的ですが、年々減少傾向というのが考えられる (50%弱) のですが、いつも本を借りに来た時に思うのですが、常設展示と企画展示をよく計画されてやられているのを感じています。とてもよいと思っています。ただ、人権文化センターを知っていただくということで、足を運んで、子どもたちや若い層が来るとなると、小学校の 3 年生で、市内見学などで、施設見学巡りの中に人権文化センターが入っているのか、いつも気になっています。小学 3 年生は、たしか防災センターとか図書</p>

	<p>館に行く聞いています。いわゆる初級・中級・スキルアップはもちろん大人でいいのですが、人権文化センターに来てクラス単位なり、学校単位なりで、子どもたちに向けてのジュニアの人権教室的なものが企画されたら、足を運んでくれるしいいのではないかなと前から思っていました。県の人権啓発協会が出している冊子「きずな」を読んでいたら、結構教育が入っています。直接の展示だと思っただけですけれど、加古川だったら加古川独特のところで「人々の暮らし」を、民具などを用いながら昔の人の暮らしが変遷してきているといったことを歴史として捉えて館長さんが話しておられるのを見て、結構小学校などが、郷土人権資料室というところに予約を取って行くそうです。企画したら来てくれるのではないのでしょうか。まず第一弾は教育委員会の企画で3年生の施設見学には必ず人権文化センターを入れてほしいと要望されたらどうかと思います。</p>
(会長)	はい。非常に良いご提案だと思いますので、よろしくご検討ください。
(委員)	まず、この事業実施年度末評価は去年もやっていただいたのですか。毎年されているのですか。
(事務局)	今年度初めてで、昨年度末にする予定で進めておりました。
(委員)	<p>評価はそれぞれどなたがされたのか。それと評価のもとになる、何を基準にAやBやCと決めているのか。そしてまず、その当然評価をするための尺度がないと、そしてそれは、年度初期に決めるべきであって、どうしてもこれを見る限り、年度末に決めているなという感じがして仕方がないのです。であれば、こういう効果が出たのであれば、令和2年度も全て決まっていけないのです。もう令和2年は始まっているのですから。このABC評価がされてAだったらいいのでしょうけれど、BやC、まだ不十分であるというのであれば、「何が問題であって、この令和2年度はこういうことをやると。そしてCであった事業を少なくともB以上にするんだ」と、そういうところに反映されてこない、全て「結果はAでした。Bでした。Cでした。」と。気に入らないのは、なぜ企同協はBなのかということです。企同協は企同協として、決してAとは思っていません。BもしくはCかもわからないけれど、これは、我々が評価するのであって、事務局が評価するべきものではないという風に私は思います。</p> <p>こんな簡単な記述での評価では困ります。企同協としては、ちゃんとした総括もきちっとやって、していますので、本当に真剣に力を入れてやっているのかどうかということにちょっと疑問があります。定量的なのか定性的なのか、あるいは両方なのか、それを最初に決めないと(いけないと思います)。</p>
(委員)	僕も初め、そう思って見たのですが、この1番ふれあい交流事業C、Cって誰が決めたのだろうって同じことを思ったのですが、これ市側の評価、僕らの評価ではなくて、市はこういう計画をしたけど、達成できなかったって、市側の評価、

	<p>そちらの評価を自分でしたのかなと思ったのですが、そうではないのですか。それだったらいろいろな B のところ、(例えば) 展示コーナーをやって進めていたけれど、参加者が少なくて市の方に、もう少し改善することがあるから B にしたんだとか、そういうふうに捉えたらいいのかなと思いました。今、企同協の各評価をするのは失礼だと思います。ですから企同協の方と連携はどうできていなかったらうかとかいう、市側の評価は B やったと、それを A にもってくるようにもっと連携する、というふうに僕はとったのですが、どうですか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>それは市側の評価ですね。自分たちで立てた事業報告ですから、それに対してどうだったかというのは、それは市側の評価ですね。ただ、それがきちんとしたものに、私はどうもなっていないなという気がしたので、そこは本当に最初からきちっとした評価するべき尺度というか目標を明確にするべきだと思います。</p>
<p>(会長)</p>	<p>質問が出ましたので、よろしくお願いします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>確かにこれの中身については、我々の取組の評価という形にしております。なかなか評価の尺度というのが数字に、例えば、こういう研修をしたら、「これだけ意識が高まったよ」というのがなかなか表れにくいものなので、評価の尺度をいろいろ前任の者が苦勞して作ってきたものではあるのですが、これをもって我々も、何が足りないとか、理想としてはこうなっているのだけど、実際は、例えば「ふれあい」だったら全校区で取り組んでいただきたいと掲げているけれど、それにはやっぱり足りていないから C だよと、いうように我々の評価はしているのですが、みなさんにこうやってお見せする中で「こういうことがあるんじゃないか」というご意見をいただきながら、評価については今後も考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>(会長)</p>	<p>何を評価しているのかというのが明確ではないので、対象となっている事業全部を評価しているようにも取れるのですね。ですから、市として、何を評価したのかということも明確にすると、やはり評価というのは大事だと思います。次の年度に向けて何をしていくのか、何に取り組んでいくのかということが明確になりますので、「どの点を評価しているのか」ということをはっきりと示していただければ、問題ないかというように思います。</p>
<p>(委員)</p>	<p>5 ページ、登録団体 12 団体のうち、(人権に関連しているであろう団体は) 人権学習「きずな」と人権 come 架夢の 2 講座だけですね。もちろん人権文化センター側でやらなくても、青女センターなどでやっているとか、そういうのはつかんでいますか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>市内全域で、どこでやっているかという全部の把握はひよっとするとできていないかもしれませんが、いま説明の中に入っていない「まちづくり事業」で、取組をされている方が人権文化センター以外で活動されているということは確認しています。</p>
<p>(委員)</p>	<p>例えば、青女センターで多くやられている男女共同参画の方では、結構(そ</p>

<p>(委員)</p>	<p>った活動を) やっておられると思うのですが、また機会があれば、市内全体でどれくらいの人権の団体があるのかを、もしわかるのであれば、教えてください。</p> <p>私の登録団体のことでお願いがあるのですが、10人以上でないとそのサークルが成立しないということで、なかなか「きずな」の方も人数が少ないということで、一年は融通を利かせてもらったが、人数がだんだん減ってきて、(亡くなった方もおられたりして) ちょっとやりにくいということでおやめになられたのですが、この(サークルが成立する)「人数」はやはり10人から減らすことはできないでしょうか。8人や7人など。そうするともう少し登録団体の数も増えると思います。私も(評価が)Cと書かれているので、自分たちの活動が認められていなかったのかなと思いました。研修には必ずみなさんに登録団体の方には「次に～～があるので参加してください」という声掛けを必ずしています。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>やはり、この人数がネックになっているところがあると思うのですが、市の方の予算のことも聞いていますが、その融通がもう少し利かないでしょうか。</p> <p>人数10人というのが規約としてあるのですが、原則としています。きずなさんにつきましてもずっと登録団体として活動されていまして、人数だけを理由に活動できませんということではなかったです。人数だけが理由であれば、今まで積極的にご活動いただいていたので、引き続きいかがでしょうかという話をしたのですが、メンバーの中でも事務手続きをするのも難しくなっているとのことで、きずなさんの方からご辞退されています。</p>
<p>(委員)</p>	<p>人数とかやはり6人しかできないというサークルも聞いたことがあったので、ぜひそのサークルに入りたいと思っても、そのサークルはどうしても人数が増えないということもあります。やはり10人というのがネックになっているので考えていただきたい。</p>
<p>(委員)</p>	<p>先程の説明が聞こえにくかったのですが、団体(きずな)に「人数だけ(が規則)じゃないから、(人数は)減ってもいいよ」ということは言ってもらったのですか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>はい。</p>
<p>(委員)</p>	<p>10人と書いていて5人で活動するときに、10人と書いてあるけど「いいよ」と言ってもらうのと、「5人で満点だよ。(規定の)人数を減らしたから5人で十分だよ」とするのは、利用する側の気持ちが違うと思います。「私らは(本当は)10人(必要)だけど5人でやっている。」という遠慮になってしまうと思います。自主的にやめたから(仕方ない)というのではなく、可能であれば、人数を考えた方がよいと思います。</p>
<p>(会長)</p>	<p>原則10人で10人というのが厳格な数字ではないというご説明だったのですが、新たに登録したいという団体の場合、10人というのが、ハードルになるかと思います。ですから柔軟な対応もできるかと思いますので、ぜひその点ご検討ください。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>12ページからの説明をよろしく願いいたします。</p> <p>12ページ「加古川市人権・同和教育協議会」の事業についてです。本事業は市内の各校区同協(校区人権・同和教育協議会)、企業人権・同和教育協議会及び人権に関する関係機関団体等と本協議会では、連絡調整を図り、市内全域</p>

で啓発を行ったり、研修、講演等を開催したりするのをメインとしています。主に、8月に行う人権フォーラムや、9月から1月にかけて市同協主催で行う人権啓発セミナーなどが大きな事業となっています。昨年、人権フォーラムについては、実績として968名の参加がありました。評価の理由の midpoint 2つ目に書いていますが、参加いただいた市民の方からは、フォーラムの中で、「人権について新たに知ったり考えたりしたことが大変あった」「今後も積極的に講演会を行っていく方が良い」と回答の方が90.5%でした。市の人権に関する意識の向上につながったと考えています。今年度は人権フォーラム、人権啓発セミナー、および市同協理事の研修等については中止としました。ただし、8月の市民運動に関する標語やロゴマークなどを使ったポスター、あと12月の人権週間のポスターなどの啓発事業については、例年通り、市同協の事業として実施しています。また、人権フォーラム、人権啓発セミナーや研修等は中止としましたが、今回新たにコロナ禍の中頑張っている方を対象とした「コロナに負けるな!ハートフルフォトメッセージ」を、7月に実施しました。今集まってきた市民からの写真をもとに「こういった市民からたくさん応援メッセージをいただきました」という啓発チラシを作成しており、10月中に市民の方に配布の予定となっています。

13 ページ「加古川市人権啓発推進員協議会」の事業は条例に基づき、効果的な人権啓発の推進を図ることを目的として、人権啓発推進員を中心に、研修会、啓発活動等を進めていただいています。主に研修活動としては、全体研修を4回、理事研修を4回、公民館エリアの合同研修などがあり、各市内での町内における、町懇(隣保懇談会)なども実施していただいています。12月の人権週間には「明日をひらく人権のつどい」の開催、年3回の市推だより「ヒューマンシティ」の発行もしていただいています。評価の指標としまして、昨年度の人権のつどいの市民参加者数としています。今年度は、各町内で住民を集めて行う町懇等の研修については、実施しないという方向で決まっています。三役会等の会議は実施していますが、市推の皆様には自己研修を行うことを決定しており、啓発資料などを三役の皆様のご意見を聞きながら選定して送付したり、市推だより「ヒューマンシティ」の方を作成して配布したりする活動が今年度行われています。

14 ページをご覧ください。「加古川市企業人権・同和教育協議会」の取組です。本事業は本市内の企業内における同和教育を根底とした、人権教育の浸透を図り、明るい職場づくりと社会を作ることを目的とした企業の中における人権啓発、人権教育の取組を推進する協議会の取組です。10月に人権教育講演会を実施し、また新たに入社した新入社員研修会等を実施して、企業の社員の人権啓発を目指しています。企同協の広報誌を年4回発行、またポスター等も作成して市内の町内会に掲示しています。企同協では、会員企業の拡大をテーマにあげており、昨年度は158社が加盟、ということで平成30年度より2社増えた状態になっています。今年度は緊急事態宣言終了後の6月以降、十分な感染症対策とソーシャルディスタンスを取りながら、会議や研修等を実施していただいています。ただ、10月に行っていました協議会で一番大きい研修である、「人権教育講演会」については中止が決まっています。今年度の会員数は161社となっています。

続きまして、15 ページ「人権カレンダー」です。この事業は、幼児から高齢者まで、広く一般市民に募集し、日常生活の中で、人権擁護や人権尊重の精神について、市民が意識し、そういったイラストなどを用いた絵手紙を集めてカレンダーを作るという事業です。広報かこがわ 7 月号で募集を行い、12 月に市内の各戸に配布する事業です。昨年度は平成 30 年度よりも、大幅に作品が増えまして、521 作品が届きました。それらの中から、選定して人権カレンダーを作成しています。今年度も、この事業については例年通り実施しています。現在、選考会も終わり、カレンダーを作成しているところです。今年度の応募総数は 491 点でした。

続きまして、16 ページをご覧ください。センターだより事業です。

人権文化センターでは、例年センターだよりを 4 月・6 月・10 月・12 月・2 月と 5 回発行しており、それ以外に広報かこがわの人権コラムも 8 月・12 月に掲載しています。今年度は、コロナウイルス感染症に関して、6 月～7 月に臨時号を HP 上にて発行しました。本日机上に置かせていただいています。また、今年の 7 月には市同協の 50 周年事業についても号外として発行したり、8 月の人権啓発推進強調月間には毎週 1 回臨時号を HP 上で発行したりしています。

17 ページをご覧ください。「人権標語・キャッチコピー、人権ポスター、人権マーク」です。この事業は、8 月に行っている「人権を大切にする市民運動」の一環としての一事業です。主に小学校・中学校・養護学校の児童、生徒に募集を呼び掛けて、ポスターや人権マークを募り、それを基に 8 月に市内全域に掲示するポスターを作成し、市民の人権啓発を行っています。評価指標としては、実績 40 ということで、参加いただいている学校は市内全て入れて 41 校あるのですが、養護学校の方でなかなか毎年申し込みが出ておらず、昨年度も 40 ということになっていました。選ばれた優秀作品については市役所の五角柱に掲示したり、クリアファイルに印刷して市民に配布したりするなどの啓発活動に取り組んでいます。今年度も例年同様に実施し、今年度初めて、41 校、養護学校からの作品の応募がありました。

続いて、18 ページをご覧ください。五角柱での看板掲示については、17 ページでの説明にもありましたが、人権を大切にする市民運動にて募集したキャッチコピー及び人権マークのうち優秀作品を、加古川市役所の議場棟駐車場近くにある五角柱に掲示しています。

続きまして、19 図書コーナー、その次の 20 ビデオ、DVD の貸出について、まとめて説明します。

人権文化センターでは、人権学習のために活用していただくため、各種の人権関連の図書、及び DVD を揃えて貸出用としています。

図書については、蔵書冊数は昨年度末で 2,570 冊となっています。昨年度は 125 冊購入しまして、寄付として 18 冊いただきました。令和元年度では 90 名に計 614 冊の貸し出しを行いました。うち、教職員に 92 冊貸し出しをしています。

今年度については、8 月末現在、40 名に計 275 冊の貸し出しを行いました。年度当初から 6 月初めまでセンターが休館していたこともあり、例年に比べ貸出冊数は少ないですが、開館後はほぼ例年並みに戻っていると感じています。

また、9 月から、市内の図書館と連携して、図書の返却を市内の図書館 4 か所でもできるようにになりました。

	<p>今後も、より活用していただける図書を揃えていきたいと考えています。</p> <p>また、啓発ビデオでは、令和元年度の貸し出し件数は873件、令和2年度8月末時点で281件となっています。</p> <p>啓発ビデオ・DVDについては、様々なテーマが取り上げられています。今年度についても、ハンセン病、LGBT、多文化共生をテーマとしたDVDを新たに購入しました。今後も地域の方々が、より理解しやすいものを、より活用しやすいDVDを揃えていきたいと考えています。以上で12ページから20ページまでの説明を終わります。</p>
(会長)	<p>ありがとうございました。20ページまでの説明があったわけですけど、ただ今の説明に関しまして、ご意見・ご質問があればお出しください。</p>
(委員)	<p>19ページの図書コーナーのところでお尋ねですけど、年間の予算が組まれていますか。125冊で約20万円から30万円ぐらいのお金ですね。DVDも含めると、いくらか毎年予算化されているのかなと思うと、私自身、よくここを使わせていただくもので、(今年は来ていないですが)蔵書管理は、いわゆる貸出・返却業務は図書丸などのソフトが入ってされているのか、まだカード式なのか、これから増えていくなれば、やはり図書丸ぐらい入れられて管理された方が、バーコードが貼ってあったら、蔵書管理はすぐできます。加古川図書館とか中央図書館との連携が始まると、そういったこと(管理の仕方)をしていないといけないのではと思います。(それについて)よかったら教えてください。</p>
(事務局)	<p>おっしゃられるように、DVDと図書は予算化されておりまして定期的に購入しています。図書の管理については、バーコードを貼って、管理はしているのですが、件数も少なく、今のところ紙で管理していますが(紙で書いていただいて、返却後にチェックするという形)、対応できています。図書館への返却については、本の体裁を図書館に確認してもらい、向こうの(図書館の)蔵書と混同したり、途中で無くなってしまったりすることがないように図書館と連携しています。また返却の際には「この本は人権文化センターの本です」と言って返していただいています。実際一度中央図書館に返却された方がありましたが、特に問題はありませんでしたので、(図書館との連携は)まだ始めたところですが、状況を確認しながら、改良していきたいと思います。</p>
(会長)	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>私からも一点お聞きしたいのですが、12ページ・13ページのところで、それぞれ目標として挙がっているのが800名で実績が目標を上回っている年がほとんどです。これは会場となっているホールの定員の数が800なので増やせないということですか。実績が目標を上回った場合、次年度は目標の数字を上げるのが通常だとおもうのですが、この800という数字は何ですか。</p>
(事務局)	<p>中ホールの定員が900名なのでそのうちの800名をめどにしている。</p>
(会長)	<p>それでは、目標と書かずに例えば11ページの「人権教育振興事業」では基準となっています。18ページの五角柱もそうですが、目標になると、目標「1」、実績「1」というのも不自然ですので、今指摘したところの表記を考えていただけたらと思います。お願いします。他にいかがでしょうか。</p>
(委員)	<p>図書の事ですが、周知がなかなか進んでいないというような評価ではあるのですが、HPにはずっと一覧表が載っているわけですね?市内の小中学校に人権教</p>

	<p>育教材目録、紙ベースでもらっているのですが、それには DVD とビデオだけしか載っていないので、そこに書籍の一覧も載せてもらえたら、学校現場としては非常に助かります。本当に私も人権文化センターに行くたびに書架をぐるっと回っていくのですが、大変良い本も、読みたいなど興味をそそる本も沢山ありますので、学校の職員も目録を開いたら、人権文化センターに行って本を借りてみようかとなりやすかったらいいと思いますので、また来年度以降(図書の一覧を)目録に足していただく形はお願いできますでしょうか。</p>
(事務局)	<p>今現在、新着図書が出たときは、(HP に)掲載させていただいているのですが、目録の方に(書籍の一覧は)全部載せてはいませんので、検討します。</p>
(委員)	<p>ホームページ上には載っていますか。</p>
(事務局)	<p>新着図書は載せています。</p>
(委員)	<p>ビデオ・DVD の貸し出しについて一点お伺いしたいと思うのですが、案内により本年度につきましては町懇、あるいは隣保懇といった開催ができない状況にあります。そういったことで本年度につきましては貸し出しもお願いしていないわけですが、例年ですと、新規購入したビデオ・DVD について理事会や、常任理事会で、一応市同協の方で視聴させていただいて、そういった形で利用を促すという形でもっていったおったわけですが、本年度のこういったコロナ禍の中で、新作の DVD の購入状況について少しお伺いしたいと思います。</p>
(事務局)	<p>昨年度末になるのですが、毎年町懇等に使っていただいている人権啓発協会の DVD については、4 本購入しています。今回は多文化共生がテーマになっていたと思います。あとは、今回委員がおっしゃったように町懇をやらないということで、貸し出しの方も今、あまりないのですが、新規購入の分については、ハンセン病や LGBT、外国人の関係などを随時購入してしまして、通常は人権文化センターだより等で周知していましたが、今回町内会への各戸回覧がなくなったことで、周知ができていない状態となっています。購入は随時しています。</p>
(会長)	<p>他によろしいでしょうか。</p>
(事務局)	<p>では、次に 21 ページ以降のご説明をよろしくお願いします。</p>
(事務局)	<p>次に、21 かこがわハートフルフェスタ 次の22 ウィンターステージについて併せて説明いたします。</p>
	<p>人権啓発の機会としていただくため、夏、山の日にハートフルフェスタを開催しています。ハートフルフェスタは、明るく親しみやすい雰囲気の中、子どもから大人までが楽しみながら身近な人権について学べるイベントとしています。</p>
	<p>令和元年度は、まず、兵庫大学の学生ボランティアによる読み聞かせをしていただき、映画「ファインディング・ドリー」を上映しました。</p>
	<p>ご家族・友人と映画を楽しみながら、人権を考えるきっかけとしてもらえればと考え実施をしています。</p>
	<p>今回の(昨年度の)ハートフルフェスタは898名の方々の参加がありました。</p>
	<p>また、ウィンターステージを毎年2月に開催しています。</p>
	<p>ウィンターステージは、音楽やトーク等を媒体として、人権問題を考えるイベントです。</p>
	<p>令和元年度は2月22日に落語家の笑福亭松枝(しょうし)さんに 講話「みんな違う顔、でも同じハート」を講演していただく予定でしたが、新型コロナウイルス</p>

の影響で急遽中止としました。

なお、今年度はハートフルフェスタ、ウインターステージともにコロナウイルスの影響で中止としています。

23 ページ「人権のまちづくり事業」について説明いたします。本事業は地域の人権課題に対し、市民が自主的に活動できるような人権啓発の地域のリーダーを育成するのを目標とした事業です。

昨年度は16団体が人権のまちづくり事業に登録して活動していただきました。平成30年度と比べると3団体増えて、そういった「人権のまちづくり事業」について広報出来ていて、広がってきている様子がうかがえます。その団体の中から東人教、兵人教などの人権の研究大会にも出ていただき、取組の発表をしていただく活動を行っています。今年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため、中止としています。

24 ページをご覧ください「人権文化センター人権相談事業」です。この事業は、市民が日々の暮らしの中で、人権侵害にあった時に対応していく相談事業です。2年前の平成30年度に人権相談専用ダイヤルを人権文化センターで開設しました。評価の指数のところで、昨年度はその相談ダイヤルで電話相談があったのは108件となっており、開設した30年度に比べて大幅に相談件数が増加しています。今年度も、例年通り4月から実施しており、7月末までの時点で、専用ダイヤルで24件の相談がありました。

25 ページをご覧ください。「公民館巡回人権相談事業」です。この事業は市内にある12公民館で毎月1回人権相談を行う場所を開設し、市民の人権相談に対応しています。人権アドバイザー、もしくは人権文化センターの職員が2名体制で対応を行っています。昨年度巡回人権相談における相談件数は3件でした。今年度は、緊急事態宣言が解かれた6月から、様子を見ながら実施しています。現在相談件数は0件になっています。

26 ページをご覧ください。「インターネットモニタリング事業」です。

この事業はネット上にある差別的な書き込みのモニタリングをして書き込みの削除や監視による抑止効果をねらっています。

昨年度は週一回、一時間程度、一年間で38回行いました。昨年度からの新規事業です。そこで見つけた書き込み等については、神戸地方法務局加古川支局および、県の福祉部福祉局人権推進課へ報告を昨年3回あげています。

モニタリングでは主に部落差別に関する書き込みと在日韓国人に関するものを確認しています。今年度は昨年同様に4月から実施しています。7月末で19回実施しています。今年度は、8月に一回目法務局と県の人権推進課へ報告をあげています。

最後に、27 ページ、人権アドバイザーについて説明します。人権アドバイザー制度は、平成27年度より、実施しています。

地域の各種団体、行政機関等からの要請を受けて、人権研修や地区別懇談会等で指導・助言を行い、市民の人権教育啓発の推進を図るとともに、公民館等で市民からの人権相談への対応を行っています。令和元年度のアドバイザーの研修講話回数は208回で年々増加しています。

今年度は新型コロナの影響でアドバイザーが集まることができず、また研修、講

	<p>話の回数も減っています。スキルアップ講座等も中止となったことから、今現在、Web 会議サービスである「Zoom」を用いて研修会や会議をするための準備を進めているところです。以上で 21 ページから 27 ページまでの説明を終わります。</p>
(会長)	<p>どうもありがとうございました。ただ今の説明に関しまして、ご意見・ご質問ありましたらお出しください。</p>
(委員)	<p>モニタリングのことでお尋ねしたいのですが、書き込みの削除要請をしたが、ほとんどが削除されていないということなのですが、いろいろな書き込みがあると思うのですが、(ここでは明らかにできないことも) 実施されて問題点があれば教えてほしいと思います。</p>
(事務局)	<p>私が認識しているのは、兵庫県全体でモニタリングを推奨されていると思うのですが、「兵庫県でモニタリングの集約はできているのか」と聞いたところ、「まだしていない」ということで、「それではだめだ、兵庫県から推奨するなら、今加古川でこんなことが起こっている、今尼崎ではこうなっているなどの集約をしてほしい」とお願いしたのですが、何か動きはありましたか。</p>
(事務局)	<p>いろいろ教えていただきありがとうございました。私も 4 月に着任し、しかも昨年度からの事業でそんなに把握はできていないのですが、県の方でもモニタリングをされていて、「加古川市に関するものでこういった書き込みがありました。」という情報は県事務局からくるようになっていきます。ただ人権文化センターでやっているモニタリング事業は、やはり数としては、書き込みを沢山見つけますので、具体的な地名などが書かれているものとかもありますので、そういったものを削除依頼しています。</p>
(委員)	<p>昨年度の担当者(係長)にも確認しましたら、法務局に削除依頼はしているのですが・・・というので、今年度は昨年度に加古川市で依頼した書き込みについて削除できているか確認したところ、ほとんどが残っていたので、今回はそういった状況についても記載しています。</p>
(委員)	<p>県も、僕たち団体もいろいろ運動をしていかないといけないと思う。加古川市でこのような書き込みがあるという報告をもらうより先に、県はどのような動きをされたかも尋ねてほしい。先程言ったように削除依頼しても削除してくれない、削除依頼をして逆に法に触れることもあるらしいので、各市で判断するのではなく、一度県に(報告を)あげて県の認識で「これは削除しなさい」と県単位でやってもらえるとありがたいです。「市で決めたのなら、市でしなさい。」というのはおかしいと思います。せっかくモニタリングをするので、僕たちの団体も県に言いますので、委員の団体も名前を入れてもらって、県が指導してもらうような体制を作ってもらいたいと思います。加古川市も要望だけよろしくお願いします。</p>
(委員)	<p>私も昨日支局長に報告した差別書き込みのほとんどが、削除されていない状態ということで様子を聞きましたら、インターネットの人権相談が 4 月から 7 月で全体の相談数の 4%が「人権に関する削除依頼」です。私個人としては人権相談に立ち会ってインターネット相談をしたときには、本人は削除の方法を聞くために相談するのですが、相談に来られるということは、ほとんどお手上げ状態です。そして、内容の方も非常にひどいです。性的なものであったり、刺青をされて写真を撮られたものを流出されたりと、そういった内容の相談業務になります。</p> <p>それをどうして県に削除要請をしないのかと尋ねたところ、法務局としては削除</p>

	<p>するためのガイドライン（観点）があって、それをどう解釈するかによって沢山審議をするそうです。たとえば、名誉棄損であるとか、プライバシーの侵害、不当な差別言動があるか、などで事実調査（をします）。私たちのところでも「裁判にもっていく」と相談に来られたら、やはり、専門官と支局員、私たちが事実確認に行くのですが、そういった事実確認を行った結果、やはり削除要請を慎重に行う必要があり、調査した結果「法務局から削除しない場合がある」という表現でおいであって、結局最後は県の本局（神戸地方法務局の人権弁護士等）で削除要請がかかるかどうかということになっているようです。ここ何年かの案件が削除されていないというのは、そこで削除の必要がなかったというように私は聞きました。</p> <p>私たちは「削除してください」という相談をメモに取り、それを支局に報告して、支局から本局に報告するようにしています。</p> <p>これは、地元で削除できないのかと、気になっています。今は 4%ですが、これからどんどん増えてくると思います。</p> <p>私たち相談員もパソコンなどが得意でなければ、いろいろな言葉が分からないことがあるので、「インターネットと人権」の研修が必要だと思うので、そういう研修をぜひしていただきたいと思います。</p>
(会長)	<p>具体的な削除要請のプロセスを私も十分に把握しておりませんので、その点も含めて加古川市でできること、県にあげないといけないことをまた、整理して教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
(事務局)	<p>先日、尼崎市に行ってきたときに、そこの担当の方と話をする機会がありまして、尼崎ではかなり削除要請をあげて、割と簡単に消えていますよというような話も聞いておりますので、そのあたりの方法をこちらの方でも調べて、もしそれほどハードルが高くなくてできるものであれば、独自ですることも考えていきたいと思います。</p>
(委員)	<p>書き込みについては、書き込んだものをアカウントにどんどんあげていくと、お金儲けになるというのもあるので、変に削除要請をすると、損害賠償を受ける対象になると聞くので、市町村でそれ（削除要請）を判断していくのはすごく難しい話だと思います。だから、それを県で集約してほしいと僕は思います。そして県の方で、削除要請をかけてもらうように働きかけてもらいたいと思います。今、ネットでも加古川市のことが載っています。いのちかがやくまち、市の花のつつじをモチーフに描いてそれも載っていました。結局そういうものも載せてどんどん加古川市のことでヒットしていけば、どんどん数が増えていって自分たちの利益につながる。その中に悪質なものはいっています。「市がこういうことをやっている」ということをあげること自体は何の問題もない。それで（サイトを）見に行った人を違うサイトに誘導していく仕組みになっているので、それをどこまで削除していいのか難しい話だと思います。</p> <p>モニタリングを推奨する県が、もっと力を入れてくれないといけないと私は思うので、市の方からも県に対して要望をよろしくお願いします。僕たちもしますし、各団体の方も、県に話をする機会があれば働きかけていただきたいと思います。</p>
(会長)	<p>よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
(委員)	<p>では全体を通して何かありましたら、ここでお出しください。</p> <p>最後に 27 ページの人権アドバイザーのことで、お話をお聞きしたいと思います。</p>

	<p>人権アドバイザーの21名の方は、非常に熱心に関わってくれています。町懇では非常に活躍いただいております。今までは、助言とか、そういう方を迎えずに町懇をしていたけど、私の知る範囲内でも、アドバイザーの方に入ってもらって非常に良い町懇になっていると思います。大勢の方にはまだまだどんどんお世話になります。</p> <p>ここで、どういう方が、どういうところで、どのようなお話、どのような指導をされたかというのは中々見えてこないです。一部の方は、今日もこの会の後夕方からアドバイザーの方々勉強会があるのですが、そこで会う方のお話は聞くのですが、21名の方が非常に忙しく、活躍しておられるのですが、そのあたりの様子が分かる方法はないですか。「この人はこういうところで、こういう指導をしてくれているのか」ということがわかれば、なおこちらとしてはよいです。難しい問題ではあると思うのですが。</p>
(事務局)	<p>公表できないわけではないのですが、アドバイザーの方によっては、活動の回数にばらつきがあるので、そういう意味では、ちょっと回数的なものは示しにくいのですが、アドバイザーさんの中でどんな話に特に力をいれているか(ジャンル)、例えばLGBTのことについて詳しい方とか、高齢者問題によく精通しておられる方とかいうのがあるので、どういうジャンルで活動していただいているかということはお示しできるかと思っています。</p>
(委員)	<p>アドバイザーの方が各公民館で人権相談の時間をもってくださっているのですが、私も、のぞくのですが、正直難しいです。審議会がはじまった時も意見が出たのですが、「そんなところでそういう相談をすることは難しいと皆さん思われるから、これは無理でしょう」というご意見がありました。非常に難しいと思うのですが、実態として、人権に関する相談はおそらく少ないかと思います。この辺も一つ、アドバイザーの方々事務局でよく、どういう人権相談の時間の持ち方をするのかご検討願いたい。</p>
(委員)	<p>もう一つは、人権擁護委員さんが福社会館で相談を受け付けてくださっています。そうです。</p>
(委員)	<p>その辺の整合性ということも一度考える必要があるのじゃないかと思います。</p>
(委員)	<p>24ページの人権相談はアドバイザーさんが受けた相談件数ですか。人権文化センターで受けた分ですか。</p>
(事務局)	<p>24ページの分は職員(人権文化センター)が受けた相談です。</p>
(委員)	<p>どういう相談があったのか、詳しくはいかなくても、何で相談があったのかを教えてくださいと、またそれに準じて研修を行えるかなど。こちらも把握できたらそのことについて学習できるのじゃないかと思うのですが、その辺はだめでしょうか。</p>
(事務局)	<p>昨年度の電話での人権相談で主に多いのは、「その他の分野」に私たちは入れているのですが、家族の人の介護とか、地域住民とのトラブルで困っているとか、あと、夫婦間の離婚や家族間介護など、その他という分野が一番多く、その次に多いのは、ちょっと線引きは難しいですが、高齢者の人権についての相談です。3つ目には障がいのある方についての人権侵害と、もう一つは地域における(地域住民からの)問題発言というのが、ベスト1・2・3をあげるとそういった分野が多かったと思います。その他のところは「悩み相談を聞く」というようなものがあるの</p>

	<p>で、その他の分野が一番ふくらんではいるのですが、その次は高齢者の人権侵害、3 つ目は障がいのある方の人権と地域におけるハラスメントが昨年度の統計ではあがっています。</p>
(委員)	<p>そういう相談があった時にはどういう処理をしていますか。相談を受けた人が詳しい人にふっているのですか。それとも職員の考えでお話をされているのですか。</p>
(事務局)	<p>相談があった場合は、まず、相談者がどういったことを伝えたいと思っているのか傾聴に努めています。そのあと、相手が落ち着いてこれたら、相談を受けたものが適切だと思う対応を行ったり、「こういった形で訴えることはできないか」というような内容も多いです。そういった場合には、いったん話を受け止めて、十分こちらの言い分を聞いていただけるような感じになってきたなというときに、専門機関につなげるといいますか、(市役所の他課や各関係機関など) 情報提供をさせていただいたりしています。</p>
(委員)	<p>それでいいと思います。ただ人権に関わることで、部落差別などで、相談があった場合には、先程の差別事象と同じように、ある程度の工程は省いたとしても、「このような相談があって、このように対応しました」というようにある程度情報をいただきたい。そうすると人権の勉強にも活用できると思います。(加差別者を) さらし者にする気は全然ないので、そこはよろしく願います。</p>
(委員)	<p>人権擁護委員なので、法務局と福祉会館の 2 か所でやっています。従来の相談は相続問題、家族問題、近隣のトラブルなど処理できないようなトラブルでした。今回、市の広報 6 月号に「人権擁護委員が相談にのります」という名前が出ました。その時には相談件数が増えました。それと今年の相談で多い内容は「DV」についてです。今まで 12 年間委員をしています。今まで DV の相談はなかったのですが、今年がありました。内容としては女性蔑視で、「女性は家にいるもんだ、何もできないからだまってる」というものや「結婚生活は耐えられないけど、経済的には夫に依存しているので逃げられない。何とかできませんか」というものです。担当部署につないだり、家裁にかけたり(経済的に難しいので、) 法テラスを紹介したりしています。多い時で 1 日に 2 回もあります。</p> <p>私たちの相談の基本は傾聴です。何をしてほしいかをまず聞いて、先程言われていたように関係機関につなぐことが仕事です。</p> <p>そして最近のもう一つの傾向として、面と向かっての相談よりも電話相談の方が多いです。</p>
(会長)	<p>情報提供ありがとうございました。</p> <p>この人権文化センター事業の報告の際に、先程要望がありました、人権に関わる相談件数、相談内容を出せる範囲で出してもらいたいと思います。それと委員からありましたご要望も合わせてご検討ください。</p> <p>これで人権文化センター事業についてはよろしいでしょうか。</p>
(事務局)	<p>では、次第 5 のその他となっていますが、事務局から何かありますでしょうか。</p> <p>加古川市では「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」を策定しているところです。その計画期間が平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間となっており、今年度、令和 2 年度はその 3 目にあたります。そこで、令和 5 年度以降の新たな基本計画の策定に、来年度、令和 3 年度から取り掛かっていきます。</p> <p>進め方としましては、令和 3 年度に市民意識調査を実施し、その結果をもとに、令</p>

<p>(会長) (委員)</p>	<p>和4年度中に基本計画を確定していく予定となっています。</p> <p>現在の基本計画と同様に、新たに策定する基本計画の内容については、本審議会に諮問をさせていただきたいと考えています。</p> <p>このため、来年度、再来年度の審議会の開催については、例年より増加することが考えられますが、ご協力よろしく願いいたします。</p> <p>今後の予定についてご説明いただきました。この点について、いかがでしょうか。</p> <p>予定についてなのですが、これだけの委員さんがお忙しい中で、皆さんに出席していただいているので、日程を決めるのは中々難しいと思います。会場については、人権文化センターでやってほしいというのがあるのですが、日程が合わなくて、(人権文化センターの)利用者の方のことを考えるとこれも仕方ないと思うのですが、ある程度会場側の日程を決めてもらって、会場の日程が決まったら、それである程度決定していただいて、委員の皆さんにも協力してもらおう。そしてどうしてもだめな方については後日書類を送ってお願いするという格好にさせていただいて、できるだけ早く日程を決めていただく方が、私らも日程を取りやすいので、そういう方向でお願いしたいと思います。</p>
<p>(会長)</p>	<p>他によろしいでしょうか。</p> <p>では、本日予定していました議事は全て終了しました。全般を通して何かご意見・ご質問があればお出してください。よろしいでしょうか。</p> <p>では、これもちまして議長の役を終わらせていただきます。私の進行に不備がありまして予定の時間を超えてしまいました。どうも申し訳ありません。委員の皆さまには、円滑な議事運営にご協力いただきましてどうもありがとうございました。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>6 閉会</p> <p>副会長あいさつ</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の審議の内容については、後ほど、議事録を作成し、その要旨を市ホームページにおいて公開する予定としております。委員の皆さまには内容をご確認いただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、次回の審議会は令和3年2月～3月頃に開催を予定しております。また改めて日程調整をさせていただきます。</p> <p>それでは、令和2年度第1回加古川市人権教育啓発推進審議会を閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。</p>